

パブリック・コメントで提出された意見と組合の考え方について

1 パブリック・コメントの概要

- (1) 案件名：ごみ処理施設整備基本計画（案）について
- (2) 意見募集期間：平成29年9月1日（金）～平成29年9月29日（金）
- (3) 意見提出数：9件（3人）

2 意見の内容と組合の考え方

ごみ処理施設整備基本計画（案）に対するパブリック・コメントで提出された意見の内容と、それに対する組合の考え方について以下のように整理しました。

	意見の内容	組合の考え方
1	建設地決定の経緯を公表してください。	平成29年10月13日から組合ホームページで公表しております環境影響評価方法書（p2-5～p2-13）において公表していますので、そちらをご覧ください。 URL http://www.3r-manabi.com/_1140/_1143.html
2	旧建設省通達「ごみ焼却場を都市計画決定する際の計画標準」の施設の位置についての留意点には「ごみ焼却場は市街地から500m以上離れた場所を選ぶこと」とありますが、小森野校区の一部はこの圏内に入っています。この点についての見解が知りたい。	当該通達は、平成12年に廃止されており、ごみ処理施設と周辺環境（市街地等）との位置関係において、500m以上離れた場所を選定しなければならないといった法的根拠はありません。 ただし、今回の候補地選定にあたっては、近隣住宅地との距離も評価基準の一つとして考慮されております。
3	操業中の施設は、公害防止協定や地元協定によって運用されているとあります。旧施設の操業に関して小森野校区の一部自治体に開業当時に1000万円を配布した理由と協定締結の有無を開示してください。	旧ごみ焼却場（鳥栖市真木町）の操業に関しては、「小森野校区の一部自治体に1000万円を配布した」という事実は確認されておらず、立地に関する協定も締結されておられません。

	意見の内容	組合の考え方
4	<p>廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年閣議決定）3（2）に「地域住民の理解と協力の確保」と明記されているが、小森野校区は他自治体なので地域住民には該当しないというのが組合の考えなのでしょうか。</p>	<p>組合といたしましては、建設地周辺にお住まいの住民の皆様について、鳥栖市や久留米市といった行政境は関係なく、すべての方を「地域住民」として考えております。これは、①本パブリックコメントについて小森野校区の皆様も意見提出の対象者としていること、②建設事業の説明会を開催させていただいていること、③今後実施予定の環境影響評価についても現地調査の対象として選定させていただいていることなどからもご理解いただけるものと考えております。</p> <p>今後とも、説明会の場などを通じて丁寧に対応してまいります。また、積極的な情報開示により信頼関係の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>
5	<p>現在でもし尿処理施設等の悪臭が漂っているが、悪臭やばい煙は小森野校区に完全に流入しない対策計画となっていることを明確に提示してください。</p>	<p>悪臭については、発生源において捕集するほか、建築設備面で極力密閉化することを基本に建設し、敷地境界線において悪臭防止法に定める基準値以下としています。また、煙突からの排ガスは、バグフィルタなどの最新の技術を採用して、大気汚染防止法に定める基準値よりもさらに厳しい規制基準としています。</p> <p>なお、悪臭や煙突からの排ガスについては、今後実施予定の環境影響評価にて周辺環境への影響を調査し、その結果については説明会やホームページ等を通じて公表してまいります。</p>
6	<p>環境保全目標値のなかで硫黄酸化物にはおそらく鳥栖市の K 値規制 17.5 以下を採用していますが、久留米市は 13.0 となっています。建設予定地の基準値を守っていれば、隣接して排ガスが流れ込む小森野校区住民の健康は考慮する必要が無いと判断されての目標値設定なのでしょうか。</p>	<p>硫黄酸化物の排出量規制（K 値規制）は、大気汚染防止法施行令で区域ごとに定められている K 値により算出され、K 値が小さいほど排出量の規制値が厳しいものとなります。福岡県久留米市の K 値は 13.0 であり、これを建設予定の施設条件にて濃度換算すると規制値は約 3,000ppm となります。（建設予定地である佐賀県鳥栖市の K 値 17.5 で濃度換算すると約</p>

	意見の内容	組合の考え方
		<p>4,000ppm となります。) 今回計画している施設建設では、いずれの地域の法規制よりも厳しい基準として硫酸化物の排出濃度は 50ppm 以下と設定しています。参考までに久留米市の宮ノ陣クリーンセンターも硫酸化物の環境保全目標値は 50ppm 以下と設定されています。</p>
7	<p>地盤高さについて「浸水に耐えうる高さまで盛土を行う」とありますが、最低 5m 以上の盛土を行うのでしょうか。昨今の局地的豪雨による筑後川流域の水害を考慮すると 5m もの浸水が予想されている地域にごみ処理施設を建設する方針が理解できません。万が一、施設に浸水被害や堤防の崩落が発生した場合、小森野校区をはじめ筑後川下流域に処理施設内の有害物質が流出しますが、このような事態は 100% 発生しないと明確に提示してください。</p>	<p>浸水に対しては、地盤の盛土以外にも、以下のとおり配置・構造による総合的な対策を計画しています。</p> <p>(1) ごみピットや灰ピットなどが水没し、施設の外にごみや灰が流出しないようにするための対策</p> <p>① プラットホーム(ごみ収集車がごみをごみピットに投入する場所)を2階以上に配置してごみピットに浸水しないようにする。</p> <p>② 灰ピットの壁を浸水水位以上に立ち上げて、灰ピットに浸水しないようにする。</p> <p>(2) 浸水により設備・機器が故障し、施設の運転異常を引き起こさないための対策</p> <p>① 施設を安全かつ安定的に制御して運転を継続する上で重要な設備・機器(電気室、中央制御室、非常用発電機、タービン発電機、各種制御盤、電動機など)は浸水水位以上の高さに配置する。</p> <p>② 建物は、浸水水位まで鉄筋コンクリート造(RC 構造)として、壁等の隙間から建物内に浸水しにくい構造とする。</p> <p>③ 浸水水位に位置する扉などの開口部には防水扉や止水板を設置して、建物内に浸水しにくい構造とする。</p>

	意見の内容	組合の考え方
8	<p>下記の理由にて建設予定地への建設に断固反対いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定地が余りに小森野地区に近い。中には小学校、高専、近隣には医大など有り影響が大です。 ・予定地の選び方がインフラ、鳥栖市近隣市町村のことを中心に考えておられる。それにて市境にもって来られたようにとれます。 ・予定地には約40年前にごみ焼却施設が在り、小森野地区に迷惑をかけたことの実験が生かされてない。また、40年前は小森野地区の生活の糧は農業（農地）が主でしたが、その後、県の区画整理事業で農地は減少し、その代わり、アパート、マンション等を建て生計とする方が増えました。この状況下で被害（風評を含む）を被れば、これらの方の生活が脅かされることとなります。 <p>ご再考をお願いします。</p>	<p>建設候補地の選定については、鳥栖市において検討委員会が組織され、環境条件、経済条件、用地取得条件及び立地条件などの項目に基づき、客観的な視点に立って評価が行われた結果、現在の建設予定地が選定されました。</p> <p>現在のごみ処理施設は、最新の技術を導入し、国の規制より厳しい排ガス規制を設けた運転管理を行うことで、ばいじんや悪臭など、以前とは異なり環境への影響はほとんどありません。また、周辺環境にも十分配慮し、施設の清潔な維持管理を行うことで、施設イメージも大きく改善されております。当組合施設をみましても、これまで煙（ばいじん）や悪臭などで苦情が発生したことはありません。</p> <p>新施設の建設にあたっては、多くの皆様に憩いの場として利用していただける公園や多目的スペースの確保、環境教育拠点として子供たちが環境について学べる啓発設備の設置や環境をテーマとしたイベント開催、大規模災害時の防災拠点として迅速な災害廃棄物処理による早急な復興支援や避難所の開放などを検討しており、積極的な施設のイメージアップを図ることで地域のシンボルとして親しんでいただけるよう努めてまいります。</p> <p>また、積極的に正確な情報開示を行うことで、地域住民の皆様との信頼関係を構築するとともに、風評被害が発生しない施設づくりに努めます。</p> <p>施設の建設、運営時には周辺環境への影響はもとより、地域の皆様への影響に十分配慮しながら事業を進めます。また、説明会などの場を通じて丁寧に内容をご説明してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>

	意見の内容	組合の考え方
9	基本計画を作る前に、小森野校区は宝満川の隣に位置しているため、校区住民のいろんな意見があると思いますので、十分住民の意向を聞いていただき、計画を作成していただくよう希望します。	今後とも説明会などの場を通じて、丁寧な対応に努めてまいります。